









## 1-2 RFID（免許等不要局）

### ① 開設計画における記載概要

平成29年度末まで申出に基づいて順次対応。  
(平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了)

### ② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、メーカーからの出荷台数の申告を基に、協議対象となる可能性があるとして推計される無線局は146,228局（前四半期から918局増）です。そのうち、実際に協議対象として認知し、無線局の所有者・占有者と協議開始済の無線局は82,398局（前四半期から4,527局増）、出荷実績はあるものの協議対象として認識できていない協議開始前の無線局は63,830局（前四半期から3,609局減）です。

なお、出荷台数を基に推計した上記の無線局総数（146,228局）には、実際には既に利用を終了し廃棄等された無線局数を含む可能性があります。ただし、免許等が不要な無線局であるために、正確な数値を把握する手段はなく、随時、利用していない無線局数が判明した場合等には、推計を見直しています。したがって、協議開始前の無線局（63,830局）の中には、実際には廃棄等されているものの、その確認ができていない数を含みます。

また、協議開始済の無線局82,398局のうち、終了促進措置が実施合意済の81,895局（前四半期から4,556局増）、終了促進措置が実施完了済の無線局は70,979局（前四半期から9,376局増）で、全体の約49%となっています。

RFID（免許等不要局）については、今後も、協議対象として所有者・占有者から協議の申し出があり次第、終了促進措置の実施を進めていきます。

なお、上記における「協議の開始」とは、RFID（免許等不要局）の所有者・占有者から問い合わせ又は協議の申し入れがあり、弊社において具体的な協議対象として認識して対応を開始したことを指しています。RFID（免許等不要局）は、免許・登録が不要であり、所有者・占有者の連絡先等を弊社が網羅的に把握することはできず、一般消費者による利用も多いため、メーカー等と交渉を行うことが大半です。その過程においては、弊社が所有者・占有者の個別の氏名・名称等を把握していないことも少なからずあり、その段階の無線局については、「協議を開始した無線局数」に算入していません。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-5 RFID（免許等不要局）との協議」参照。

（平成27年6月末現在）

無線局数 146,228局	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済
	63,830局	82,398局	81,895局	70,979局



















































